

## 旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書

「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」と定めた旧優生保護法に基づき、1996年に同法が母体保護法に改正されるまでの約半世紀あまりの間、本人同意のない強制不妊手術を含む優生手術が、国の通知や都道府県の行政措置の下、数多く実施されてきました。旧厚生省の衛生年報俸等によれば、全国で約25,000人が不妊手術を受け、そのうち16,475人が本人同意のない強制手術だったとされています。

これまで、1998年の国連の自由権規約委員会や、2016年の国連の女子差別撤廃委員会からの優生手術の被害者に対する補償措置等を求める勧告が出されてきましたが、国は何ら対応せず、優生手術の被害者は放置されたままでした。誤った優生思想によって国民が著しい人権侵害を受けたと認められる事態の解明と被害者の救済は、もはや放置できないことは明白です。

国会では、全会派からなる「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」が発足し、強制手術の被害者には結婚が破談となったり、子どもを産み、育てる夢を奪われたり、健康被害を訴えたりするなど、幸福追求権を保障した憲法13条などの侵害に当たることは明らかであり、また、国からの正式な謝罪や補償もいまだ行われていないとして、実態調査やヒアリング、被害者や当事者団体、市民団体との連携・協力を進め、具体的な支援の仕組みを検討することとしています。

同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられていますが、我が国においても優生手術の被害者は高齢化が進み、解決を急がなければなりません。過去の反省に立って、一日も早く政治的及び行政的な責任に基づく解決策を実現すべきであり、名寄市議会は、下記の事項の実現を強く求めるものです。

### 記

- 1 国は、優生手術の被害者がすでに高齢化し、また、全国における優生手術の実態解明が時間的経過とともに困難になることから、当事者の心情に配慮しつつ優生手術に関する被害者の実態の速やかな調査及び記録の適正な保存を行うこと。
- 2 全都道府県での相談窓口設置を行うなど、被害者に寄り添う対応を強化すること。
- 3 旧法改正から20年以上が経過し関係者の高齢化が進んでいることから、「疑わしきは救済すべし」との考え方で、被害者に対する適確な救済措置を一刻も早く講じ、早期解決を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 6 月 21 日

北海道名寄市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
厚生労働大臣

}  
宛